

(4)元禄8（1695）年 幕府による竹島帰属等に関する問い合わせとその回答

12月24日、老中阿部豊後守が鳥取藩に対し、「因州・伯州え付候竹嶋は、いつの頃より両国え附属候哉（1条目）」など、竹島帰属に関する7か条の問い合わせを行う。翌25日、鳥取藩は回答を行い、「竹嶋は因幡・伯耆附属ニては無御座候（1条目）」、「竹嶋・松嶋其外両国え附属之嶋無御座候（6条目）」など、竹島と松島は鳥取藩に帰属しない旨を報告（「竹嶋之書附」）。

史料7 12月24日に鳥取藩から阿部豊後守へ提出された回答書（「竹嶋之書附」）

竹嶋は因幡伯耆附屬ニては無御座候。伯耆国米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領國之節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も有之様ニは及承候得共、其段相知不申候事。

竹嶋廻凡八、九里程有之由。人居無之候事。

竹嶋江漁採参候時節は、二月、三月頃米子出船毎年罷越候。於彼嶋咆・みちの魚獵仕候船数大・小二艘参候事。

四年以前申年、朝鮮人彼嶋江参居候節、船頭共参相候儀、其節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、船頭共罷逢、朝鮮人二人連候而米子江罷帰、其段も御届申上、長崎江相送申候。戌年は遭難風、彼嶋着岸不仕段御届申上候。当年も渡海仕候處、異国人数多見江申二付、着岸不仕罷帰候節、松嶋ニて咆少々取申候。右之段御届申上候。右之段御届申上候事。

申年朝鮮人参候節、船拾壹艘之内六艘遭難風、残五艘は彼嶋ニ留り、人数五拾三人居申候。酉年は船三艘人四拾式人参居申候。当年は船数餘多人も相見江申候。着岸不仕付、分明御座候事。

竹嶋・松嶋其外兩國江附屬之嶋無御座候事。以上

(二月二十四日)

一、竹嶋は因幡・伯耆附属ニては無御座候。伯耆国米子町人大屋九右衛門・村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領國之節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も有之様ニは及承候得共、其段相知不申候事。

一、竹嶋廻凡八、九里程有之由。人居無之候事。

一、竹嶋江漁採参候時節は、二月、三月頃米子出船毎年罷越候。於彼嶋咆・みちの魚獵仕候船数大・小二艘参候事。

一、四年以前申年、朝鮮人彼嶋江参居候節、船頭共参相候儀、其節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、船頭共罷逢、朝鮮人二人連候而米子江罷帰、其段も御届申上、長崎江相送申候。戌年は遭難風、彼嶋着岸不仕段御届申上候。当年も渡海仕候處、異国人数多見江申二付、着岸不仕罷帰候節、松嶋ニて咆少々取申候。右之段御届申上候。右之段御届申上候事。

一、申年朝鮮人参候節、船拾壹艘之内六艘遭難風、残五艘は彼嶋ニ留り、人数五拾三人居申候。酉年は船三艘人四拾式人参居申候。当年は船数餘多人も相見江申候。着岸不仕付、分明御座候事。

一、竹嶋・松嶋其外兩國江附屬之嶋無御座候事。以上